

特別な指導のポイント事項

1 問題行動は、必ず見つけた人がその場で毅然として指導する。

- ・教職員によって問題行動への対応が異なることのないように共通理解しておく。
- ・見て見ぬふりをしない。
- ・複数で対応する。

2 普段の生徒指導ではペア学年が副担任となり、常に助け合う。

- ・警固屋小学校は単学級であるため、一人で生徒指導上の問題など学級担任だけが抱え込まないように副担任制をとり、常にお互いのクラスの児童の様子に気を配りながら指導をしていく。問題行動についても、担任・副担任・生徒指導主事がいっしょに指導していく。
- ・専科は関わりの深い学年の副担任となる。

(1・2年学年団たんぼぼ・ひまわり2)(3・4年学年団コスモス・専科)(5・6年・ひまわり1・特支指導員・養護教諭)

問題行動発生後は、必ず、管理職・生徒指導主事・担任まで報告する。

- ・全ての教職員が対応できるように、終会等で問題行動を報告し、情報の共有化を図る。

3 問題行動への指導は、原則として全教職員で行う。

- ・指導の有無、時間、場所は管理職の指示のもと、生徒指導主事が行う。
- ・特別な指導の期間は、1時間から5日程度とする。本人の反省の様子により判断する。

生徒指導は、児童がお互いの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成するために、以下のよう

(4つの原則)

児童の権利に関する条約に基づき、児童は4つの原則で守られる。4つの原則は、以下のよう

- ・生きる権利・・・病気やけがをしたら治療を受けられること
- ・育つ権利・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること

- ・守られる権利・・あらゆる種類の虐待や搾取から守られること
- ・参加する権利・・自由に意見を表したり、活動を行ったりできること

1 学校生活に関すること

項目（きまり）	指導内容
<p>遅刻・欠席 （保護者が8時10分までに連絡する。）</p>	<p>●連絡のない遅刻が3回以上の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保護者に知らせて、改善を促す。（担任） ②3回以上継続する場合、保護者に学校に来校してもらい話し合う。（担任、副担任、生徒指導主事、必要があれば管理職） <p>●無断欠席が3日以上続く場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①家庭訪問する。（担任） ②継続する場合、保護者に学校に来校してもらい話し合う。（担任、副担任、生徒指導主事、必要があれば管理職）
<p>頭髪 （肩より長い髪は飾りのない黒・茶等のゴムでくくる。学習や運動に適した髪型にする。（赤白帽子等がかぶれるように）染色・パーマ等、髪に手を加えない。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①なぜそのようなことをしたのか、別室で理由を聞く。 ②集団生活を営む上でのルールの大切さ、守る義務について説明する。 ③担任が家庭訪問して、指導内容と家庭での指導・協力をお願いする。 ④継続する場合は、保護者に来校してもらい話し合う。（担任、副担任、生徒指導主事、必要があれば管理職）
<p>服装 （清潔で、勉強や運動に適した安全な服装や運動靴にする。肌の露出が少ない服装にする。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①なぜそのようなことをしたのか、別室で理由を聞く。 ②集団生活を営む上でのルールの大切さ、守る義務について説明する。 ③担任が家庭訪問して、指導内容と家庭での指導・協力をお願いする。 ④改善されない場合は、保護者に来校してもらい話し合う。（担任、副担任、生徒指導主事、必要があれば管理職）
<p>持ち物 （学校にお菓子やジュースなどの食べ物、漫画やシャープペンやお金など必要ないもの、携帯電話等は持ってこない。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①なぜ必要な物を持ってきたか、理由を聞く。 ②不要な物（特にお金や携帯電話）を預かる。 ③集団生活を営む上でのルールの大切さ、守る義務について説明する。 ④担任が家庭訪問して、家庭での指導をお願いする。 ⑤継続する場合は、保護者に来校してもらい、直接保護者に返す。その際、話し合いをする。（担任、副担任、生徒指導主事、必要があれば管理職）

2 特別な指導に関すること

項目（きまり）	指導内容		
いじめ	○事実確認（5W1H）を行う。		
	<table border="1"> <tr> <td> ★加害児童・保護者に対して ①別室で自分の行為を振り返り，反省文を書かせる。 ②被害児童に心から謝罪させる。 ③家庭訪問して保護者と連携を行う。 </td> <td> ★被害児童に対して ①家庭訪問を行い，児童・保護者の思いを聞く。 ②教育相談やフォロー体制を整える。 </td> </tr> </table>	★加害児童・保護者に対して ①別室で自分の行為を振り返り，反省文を書かせる。 ②被害児童に心から謝罪させる。 ③家庭訪問して保護者と連携を行う。	★被害児童に対して ①家庭訪問を行い，児童・保護者の思いを聞く。 ②教育相談やフォロー体制を整える。
	★加害児童・保護者に対して ①別室で自分の行為を振り返り，反省文を書かせる。 ②被害児童に心から謝罪させる。 ③家庭訪問して保護者と連携を行う。	★被害児童に対して ①家庭訪問を行い，児童・保護者の思いを聞く。 ②教育相談やフォロー体制を整える。	
○謝罪の会を開く。（被害児童と保護者，加害児童と保護者，担任，副担任，生徒指導主事，管理職） ○指導後の人間関係に注意を払い，経過を観察する。			
対教師暴力	①加害児童を落ち着かせる。 ②事実確認（5W1H）を行う。 ③落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるため，別室などで個別指導を行う。 ④自分の行為を振り返り，反省文を書かせる。 ⑤被害教師に心から謝罪させる。 ⑥保護者へ事実経過と指導方針を伝え，被害教師に謝罪してもらう。 ※継続する場合は，保護者と児童が来校してもらい，話し合う。 ※場合によっては警察と連携することもあり得る。		
暴力行為 （児童同士）	①けがなどの安全確認を行う。 ②加害児童を落ち着かせる。 ③事実確認（5W1H）を行う。 ④落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるためと，周りの児童の安全を確保するために別室などで個別指導を行う。 ⑤自分の行為を振り返り，反省させる。 ⑥被害児童に心から謝罪させる。 ⑦保護者へ事実経過と指導方針を伝え，被害保護者へ謝罪してもらう。 ※継続する場合は，保護者と児童が来校してもらい，話し合う。 ※場合によっては警察と連携することもあり得る。		
器物破損・不法侵入	①けがなどの安全確認を行う。 ②事実確認（5W1H）を行う。 ③加害児童に自分の行為を振り返らせるために，個別指導を行う。 ④自分の行為を振り返り，反省させる。 ⑤保護者へ事実確認と指導方針を伝える。 ⑥児童と保護者で修復する。できない場合は弁償する。弁償の場合は，管理職と検討して保護者に知らせる。（原則として，全額弁償） ※場合によっては警察と連携することもあり得る。		
落書き	●加害児童が特定できた場合 ①事実確認をした後，自分の行為を振り返り，反省させる。 ②落書きを消させる。 ③保護者に連絡をする。 ●加害児童が特定できない場合 ①事実確認をする。 ②落書きを消す。 ③学級で指導する。 ④必要に応じて全校指導する。		

盗難・紛失	<ul style="list-style-type: none"> ●加害児童が特定できた場合 ① 事実確認をした後、自分の行為を振り返り、反省させる。 ② 被害者へ謝罪させる。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝え、被害児童宅へ謝罪してもらう。 ④ 事後経過を確認する。 ●加害児童が特定できない場合 ① 被害児童の心情を十分考慮しながら探す。 ② 家庭に連絡して謝罪する。弁償できないことを理解してもらう。 ③ 学級で指導する。 ④ 必要に応じて全校指導する。
授業妨害	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業中、注意を聞かず他の人の妨害になる場合は3回注意する。(3回目は警告する) ② 警告しても変わらない場合は、別室へ連れて行く。 ③ 自分の行為を振り返り、反省させる。 ④ 保護者に連絡する。 ⑤ 継続する場合は、保護者に参観してもらう。 ⑥ それでも継続する場合は、反省できるまで別室で学習する。
授業エスケープ・逃亡	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童の安全を確保する。 ② 自分の行為を振り返らせるために、別室で個別指導を行う。 ③ 保護者へ連絡する。 ④ 校外に出た場合と継続する場合は、保護者に学校に来てもらい話し合う。
万引き・窃盗	<ul style="list-style-type: none"> ① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 加害児童と保護者に被害者(お店等)へ謝罪に行ってもらう。 <p>※場合によっては警察と連携することもあり得る。</p>
携帯電話・スマホ等によるトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報(写真動画の投稿, 個人情報の公開, 書き込み等)のトラブルが起きた場合, 事実確認(5W1H)を行う。(機器の現状確認も含む) ② 保護者と市教委に報告。 ③ 市教委に事実内容を報告し指示を受ける。 ④ 保護者へ事実経過と指導方針を伝え、被害保護者へ謝罪してもらう。 ⑤ データの消去等は、教職員立会いの下に行く。※不可能な場合は関係機関に相談。 ⑥ 被害児童の心情を十分考慮しながら探す。 ⑦ 学級で指導する。 ⑧ 必要に応じて全校指導する。 <p>※場合によっては警察と連携することもあり得る。</p>

特別な指導について

法令・法規に違反する行為や教育上必要と認められる場合は、保護者及び関係機関と連携を図りながら、特別な指導を行う。

- (1) 場所：相談室等で行う。
- (2) 内容： ①反省文
②課題学習
- (3) 期間：1時間～5日